

九州国際大学公的研究費不正使用防止に関する基本方針

九州国際大学公的研究費の管理・監査に関する規程第6条の4の規定に基づき、不正使用防止対策の基本方針を以下のとおり定める。

1 機関内の責任体系の明確化

九州国際大学における公的研究費の運営・管理を適正に行い、研究活動を始めとする研究不正を防止するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、学内外に周知・公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス教育を実施し、関係者の意識向上とコンプライアンスの浸透を図るものとする。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、公的研究費に関わる全組織員にとって分かりやすいようにルールを定める。

(3) 通報窓口等の設置

本学内外からの告発等を受け付ける窓口を大学総務室に置く。

3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

研究不正を発生させる要因を把握して不正使用防止計画を策定し、実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、効果的な事務体制を整備し、適正な予算執行を行う。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

相談窓口寄せられた相談の内容や、他研究機関で発生した研究不正事例等について、コンプライアンス研修等を通じ、全組織員に周知徹底する。

6 モニタリング

不正の発生を防止するため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、組織的な牽制機能の充実・強化を図る。

令和3年11月1日

最高管理責任者

九州国際大学学長